

意思表示キャンペーン

住基ネット「強制参加」に STOP! を

利用停止請求で市民の意思表示をしよう!

市長が始めた「横浜方式」に84万人の市民が「不参加」と応えました。今回の終了決定は市民の声を聞かないばかりか、納得のいく説明もないままで行なわれており、市長に裏切られた思いがします。横浜方式は安全性が確認できた時点で「全員参加」する方式ですが、審議会の答申では安全性の確認が十分できたとはいえ、このまま全員接続することは「横浜方式」に違反するものです。そこで「個人情報利用停止請求」を行なうことを「2度目の不参加」の意思表示として、市長に「強制参加はやめて」と声をあげていきましょう!

住基ネットへの「不参加」を選択しているみなさん、

利用停止請求で二度目の意思表示をしませんか。「住基ネットへの参加はしたくない」という、横浜市に対する意思表示が**利用停止請求**です。これは、横浜市個人情報保護条例にもとづく請求です。**「不参加」を希望した横浜市民なら誰でも無料で**できます。手続きは簡単でひとりでもできます。「**郵送**」申請も可能です。「**利用停止請求**」をしただけでは、即時利用停止とはなりません。が、強制参加に納得できないという意思表示になります。

「利用停止請求」とは

横浜市個人情報保護条例にもとづいて、「非通知」を希望したひとりひとりの市民が横浜市（市長）に対して行う行政手続きです。



「利用停止請求の主旨」は

基本的に「私の個人情報が、条例などに違反して不正に利用されているのでその利用停止を求める」というものです。今回の場合はとくに、

- ・新たに非通知者の個人情報を住基ネットに接続すること
- ・そのために横浜市が行う準備

の2つの行為が不正な個人情報の利用にあたるので、

- ・そのために「私の本人確認情報」は使わないでください

という請求の主旨になるでしょう。

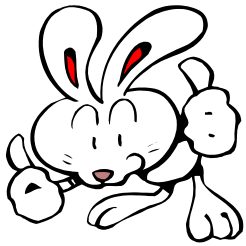
「利用停止請求の概要」

- (1) 請求書を提出 横浜市（市長）が請求の内容を検討し市としての判断を行ないます。
- (2) 30日以内に「決定通知書」が届きます 市（市長）はおそらく今回の全員参加の判断を当なものとして、私たちの請求を拒否するとした「非利用停止決定通知書」をだすでしょう。しかし、ここであきらめてはいけません。
- (3) この決定に対して請求者は通知を受け取ってから60日以内に市長に「不服申し立て」ができます。「不服申し立て」を受けて、情報公開・個人情報保護審査会は審査を開始します。この審査のなかで、あなたの「利用停止請求」の主旨や専門家の意見などを、文書や口頭で審査会に伝えたり、それに対する横浜市（市長）の見解を求めることもできるのです。
- (4) 審査会は市長に対して、審査の結果を「答申」します。仮に請求を認める答申がでたとしても現在の横浜市条例の規定では、情報公開・個人情報保護審査会の答申には、市長（自治体首長）に対する強制力がないため、市長が答申にしたがわないことはあり得ます。結果は必ずしも満足のものとは限らないかもしれませんが、市長に市民の声を届けることはできます

裏面に利用停止請求のマニュアルを記載しています。

詳しくはホームページをご覧ください (<http://www1.jca.apc.org/juki85/Yokohama/>)

住基ネットに「不参加」を! 横浜市民の会 (080-5052-0270) privacy-yokohama@freeml.com



個人情報利用停止請求マニュアル

2 度目の意思表示のチャンスです。
気軽にやってみましょう！

ご質問は、裏面の電話番号ま
たはメールアドレスへ

請求するのに費用はかかりませんが、住民票の写しを取るのに 300 円必要です。
まず必要な書類を用意してください。

[1] 手続きにあたって必要な書類

- (1) 住民票 1 通：提出時に停止請求の対象となる「個人情報」を特定するために住民票の写しを添付します。行政サービスセンターでは土曜日、日曜日でも取れます。
- (2) 個人情報利用停止請求書：市役所市民情報センターまたは区役所情報公開担当窓口（広報相談係）にあります。または横浜市のホームページからダウンロードできます。
ダウンロード：http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/joho/kokai/jorei/yoshiki/ko2_14.pdf
- (3) 本人確認書類：運転免許証、パスポートまたは健康保険証のいずれか一つ

[2] 個人情報利用停止請求書の記入例

請求書の項目1～3は次のように記入してください。

- 「1 本人開示を受けた保有個人情報」 「私の氏名、生年月日、性別、住所」と記入
- 「2 保有個人情報の開示を受けた日」 住民票の発行日を記入
- 「3 利用停止の趣旨及び理由」 私の氏名、生年月日、性別、住所のデータを住基ネットに送信すること及びその準備行為の停止を求める。理由は、住基ネットの安全性が確認されていないため。」と記入

書類が用意できたら提出です。

[3] 提出先

- (1) 窓口へ持っていく：市役所市民情報センターまたは区役所の情報公開窓口
- (2) 郵送もできます。
上記 [1] で用意した書類3点を送ります。本人確認書類はコピーを同封してください。
郵送先：〒231-0017 横浜市中区港町1—1 横浜市役所 市民情報センター
問合せ：電話：045-671-3884 / FAX：045-664-7201

家族をいっしょに請求する場合

- 「利用停止請求書」は個人ごとに作成します。「請求書」の書き方などは以下の通りです。
- (1) 「あなた」は家族の代理人として、「請求者」になります。利用停止請求書の「請求者」欄には、「あなた」の住所氏名などを書きます。住民登録上の同一世帯の家族なら「委任状」は不要です。
 - (2) 「1 本人開示を受けた保有個人情報」欄には、家族の氏名が なら 「 の氏名、生年月日、性別、住所」と記入します。
 - (3) 「2 保有個人情報の開示を受けた日」欄には、住民票の写しの交付を受けた日付を記入します。
 - (4) 「3 利用停止の趣旨および理由」欄には、「 の氏名、生年月日、性別、住所を住基ネットに送信することおよびその準備行為の停止を求める。理由は、住基ネットの安全が確認されていないため。」と書きます。
 - (5) 「4. 代理人による請求の場合の本人の氏名等」欄に、家族の住所氏名を書きます。
 - (6) 世帯全員が記載されている住民票の写し1通を添付します。
 - (7) 「本人」が未成年者の場合「戸籍謄本」を添付します。「あなた」が親権者であることの証明です。
 - (8) 窓口では、「あなた」(代理人)の「本人を確認する書類」を提示します。郵送の場合も、代理人である「あなたの本人を確認する書類のコピー」を添付します。